



三重県に定住すれば、奨学金返還額の一部を助成します!



募集概要

詳細は、本事業ウェブサイトに掲載しています。
(「三重県奨学金支援」で検索又はQRコードから)

募集枠	指定地域枠	業種指定枠 (令和2年度新設)	
募集対象者 右記の1から5までのすべてを満たす方	1	【学生の場合】申請時に、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程の最終学年又は、その1年前の学年の在学学生 (県内居住、県外居住のいずれも可) で、就業先が決まっていない方 ----- 【既卒者の場合】申請時に、大学等卒業後3年以内でかつ就業先 (三重県内) が決まっていない方 ※申請時に三重県在住者は対象外 (Uターンとなる県外居住者が対象)	
	2	指定地域 (裏面参照) への定住を希望し、かつ企業・団体に就業を希望する方	指定業種 (裏面参照) のうち県内に本社を有する企業・団体に就業を希望し、かつ県内への定住を希望する方
	3	常勤雇用又は個人事業主として就業を希望する方 (公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く)	
	4	日本学生支援機構第1種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、学生の場合は返還予定の方。既卒者の場合は、返還中である方	
	5	令和2年3月31日時点で35歳未満の方	
募集人数	40名 (指定地域枠15名、業種指定枠25名を予定)		
募集期間	令和2年7月11日 (土) ~令和3年1月29日 (金) 消印有効		
助成内容	助成金額 上限100万円 学生の場合: 在学中に借受予定の奨学金総額の1/4 既卒者の場合: 認定時の奨学金返還残額の1/4 助成条件 就業し、4年間居住後に助成金額の1/3を交付し、8年間居住後に残額を交付		

申込手続

- 1 本事業ウェブサイトで、「募集要項」等をご確認のうえ、申請様式をダウンロードしてください。
- 2 申請書類を提出期限までに以下の提出先まで郵送 (配達証明郵便) 又は持参してください。

【申請書類】

- ・申請書 (様式第1号)
- ・履歴書 (様式第2号-1※、又は第2号-2)
- ・在籍大学等の推薦書 (様式第3号)
- ・在学証明書 (既卒者の場合は卒業証明書)
- ・奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの (既卒者の場合は奨学金返還証明書)

※1 居住を希望する指定地域が、過疎地域又は準過疎地域の場合は、審査において一定の配慮を行います。

※ 次に該当する方は、それぞれの資料を提出していただければ、審査において一定の配慮を行います。

- ・生活保護受給世帯の場合: 生活保護受給証明書 (令和2年7月1日現在)
- ・市町村民税所得割非課税世帯の場合: 所得課税証明書 (令和元年年分)

【提出期限】 令和3年1月29日 (金) 消印有効 ※郵送の場合は、配達証明郵便を利用すること

- 3 申請いただいた内容に基づき、書面審査 (一次審査) と面接審査 (二次審査) を行い、支援対象者を選考します。

【問い合わせ先】 【提出先】


三重県 戦略企画部 戦略企画総務課 (〒514-8570 三重県津市広明町13番地)
電話 059-224-2009 FAX 059-224-2069 メール sensomu@pref.mie.lg.jp

三重県奨学金支援

🔍 検索

指定地域枠における指定地域

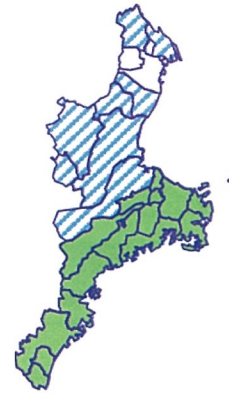
【全域が対象となる市町】

 : 伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

【一部の地域が対象となる市町】

 : 桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、名張市

※詳細は、本事業ウェブサイトをご確認いただくか、問い合わせ先までお電話ください。



業種指定枠における対象企業等及び指定業種

【対象企業等】 県内に本社を有する企業・団体又は、県内に主たる事業所等を有する個人事業主

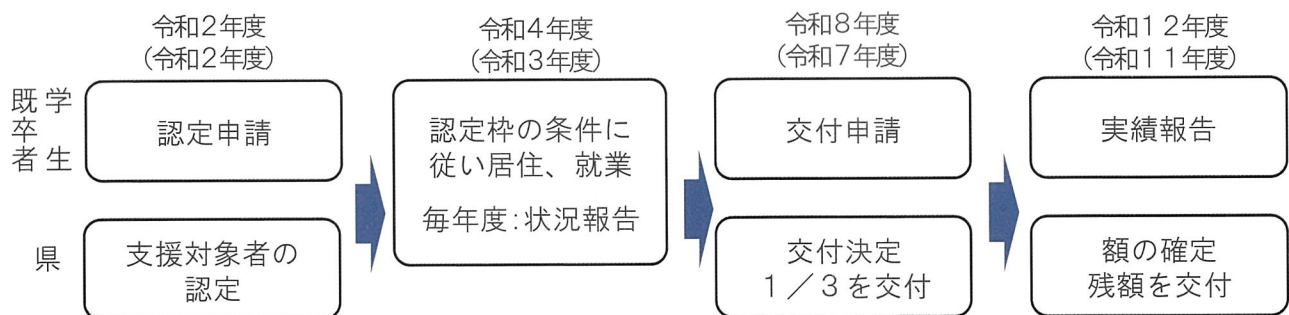
【指定業種】 日本標準産業分類に規定する以下の業種

- A 農業、林業
- B 漁業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、[中分類]電気業、ガス業、熱供給業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業（小分類の貸金業、質屋を除く）
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、[中分類]洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業
[中分類]娯楽業のうち、[小分類]公園、遊園地
- O 教育、学習支援業のうち、[中分類]学校教育
[中分類]その他の教育、学習支援業のうち、[小分類]社会教育
[中分類]その他の教育、学習支援業のうち、[小分類]職業・教育支援施設
- P 医療・福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）のうち、[中分類]政治・経済・文化団体のうち、[小分類]経済団体

助成金交付までの流れ

※大学3年生の時点で認定申請した場合、下記年度に状況の報告、助成金の交付申請等を行います。

※既卒者が認定申請した場合、（ ）の年度に状況の報告、助成金の交付申請等を行います。



若者の県内定着をめざす本制度の趣旨にご賛同いただき、これまでに基金造成にご協力をいただいた企業等は、以下のとおりです。（五十音順、敬称略）（令和2年6月時点）

関東化学ホールディングス株式会社、北伊勢上野信用金庫、株式会社サイネックス、株式会社スズキ、株式会社ソフトウェア・サービス、株式会社第三銀行、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、紀北信用金庫、桑名三重信用金庫、第一工業製薬株式会社、三重県民共済生活協同組合

令和2年度 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金募集要項

1 応募資格

次の(1)の指定地域枠又は(2)の業種指定枠において、それぞれの要件①から⑤までのすべてを満たす方

(1) 指定地域枠

①対象者

(ア) 学生

申請時に、大学等の最終学年又はその1年前の学年の在籍生で、かつ、就業先が決まっていない方。

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生以上 博士課程：最終学年又はその1年前の学年
大学（6年制）	5年生以上
大学	3年生以上
短期大学、高等専門学校等の専攻科	1年生以上
高等専門学校	4年生以上
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生以上 3年制課程の場合：2年生以上 4年制課程の場合：3年生以上

(イ) 既卒者

申請時に、大学等（上記（ア）に記載の学校）を卒業後3年以内で、かつ、三重県内での就業先が決まっていない方。（Uターンとなる県外居住者が対象）

②居住地域

「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成28年三重県規則第68号）」で定める地域（以下、「指定地域」という。）への定住を希望する方。

③対象企業・対象業種

企業・団体に常勤雇用として就業を希望する方又は個人事業主等として就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

④対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方。ただし、既卒者の場合は、申請時に、同上の奨学金を返還中である方。

⑤年齢

令和2年3月31日時点で35歳未満の方

(2) 業種指定枠

①対象者

(ア) 学生

申請時に、大学等の最終学年又はその1年前の学年の在學生で、かつ、就業先が決まっていない方。

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生以上 博士課程：最終学年又はその1年前の学年
大学（6年制）	5年生以上
大学	3年生以上
短期大学、高等専門学校等の専攻科	1年生以上
高等専門学校	4年生以上
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生以上 3年制課程の場合：2年生以上 4年制課程の場合：3年生以上

(イ) 既卒者

申請時に、大学等（上記（ア）に記載の学校）を卒業後3年以内で、かつ、三重県内での就業先が決まっていない方。（Uターンとなる県外居住者が対象）

②居住地域

三重県内への定住を希望する方。

③対象企業・対象業種

県内に本社を有する企業・団体で常勤雇用として、「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則」（平成28年三重県規則第68号）で定める産業への就業（以下、「指定業種」という。）を希望する方又は県内に主たる事業所を有する個人事業主等として指定業種への就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

④対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方。ただし、既卒者の場合は、申請時に、同上の奨学金を返還中である方。

⑤年齢

令和2年3月31日時点で35歳未満の方。

2 募集人数

事業全体で40人とし、指定地域枠（15名）、業種指定枠（25名）のいずれかの申請が予定数に満たない場合は、他方で活用します。

3 募集期間

令和2年7月11日（土）から令和3年1月29日（金）まで

4 助成内容

（1）助成金額

（学生）在学中に借受予定の奨学金総額の1/4にあたる額（上限100万円）

（既卒者）支援対象者として認定された時点の奨学金借受残額の1/4にあたる額
（上限100万円）

（2）助成条件

（学生）大学等を卒業後、就業し、対象地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

（既卒者）申請後、就業し、認定された年度の翌年度から対象地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

5 指定地域枠の対象となる指定地域

指定地域は、次の地域です。

○離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する地域

○山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた山村

○半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域

○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する地域

○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項（同法第32条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域

○三重県準過疎地域自立促進要綱（平成28年三重県告示第487号）第2条（第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第7条第2項の規定により準過疎地域とみなされる区域

【参考】上記法律等で規定される地域

①全域が対象となる市町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

②一部の地域が対象となる市町

桑名市 … (旧多度町) 古美

いなべ市 … (旧北勢町) 十社、川原、二之瀬、田辺、小原一色、鼓
… (旧藤原町) 立田、白瀬、西藤原、篠立、古田、鼎

鈴鹿市 … 深伊沢

亀山市 … (旧亀山市) 白川、野登、坂本
… (旧関町) 全域

津市 … (旧久居市) 榊原
… (旧芸濃町) 河内
… (旧美里村) 全域
… (旧白山町) 家城、倭、八ツ山、大原
… (旧美杉村) 全域

松阪市 … (旧松阪市) 全域
… (旧飯南町) 全域
… (旧飯高町) 全域

伊賀市 … (旧嬉野町) 宇気郷、中郷、嬉野小原・上小川
… (旧上野市) 丸柱、花垣、古山、比自岐、擧見、大滝、桂、きじが台、
諏訪
… (旧阿山町) 玉滝、丸柱、槇山、内保、音羽
… (旧大山田村) 全域
… (旧青山町) 全域

名張市 … 国津

6 業種指定枠の対象となる指定業種

指定業種は、日本標準産業分類に定める産業のうち、次の産業です。

- A 農業、林業
- B 漁業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、
[中分類]電気業、ガス業、熱供給業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業（ただし、小分類の貸金業、質屋を除く）
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、
[中分類]洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業
[中分類]娯楽業のうち、[小分類]公園、遊園地
- O 教育、学習支援業のうち、
[中分類]学校教育
[中分類]その他の教育、学習支援業のうち、[小分類]社会教育、職業・教育支援施設
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）のうち、
[中分類]政治・経済・文化団体のうち、[小分類]経済団体

7 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、提出期限までに（2）の提出先まで郵送（配達証明郵便）又は持参するものとします。

（1）申請書類

- ①申請書（様式第1号）
- ②奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの（ただし、既卒者の場合は奨学金返還証明書）
- ③履歴書（様式第2号-1^{*1}、第2号-2）
- ④在学証明書（ただし、既卒者の場合は卒業証明書）
- ⑤在籍大学等の推薦書（様式第3号）（学生の場合のみ）

^{*1}申請区分が、指定地域枠であって、かつ居住を希望する地域が、過疎地域又は準過疎地域の場合、審査において一定の配慮を行います。

※生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、次の書類を提出いただいた場合、審査において一定の配慮を行います。

- (ア) (生活保護受給世帯の場合)
生活保護受給証明書 (令和2年7月1日現在)
- (イ) (市町村民税所得割非課税世帯の場合)
所得課税証明書 (令和元年年分)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

(3) 提出期限

令和3年1月29日 (金) 消印有効
※郵送の場合は、配達証明郵便を利用すること

8 審査

審査は、書面審査 (第1次審査) と面接審査 (第2次審査) により行います。

面接審査 (第2次審査) は、書面審査 (第1次審査) を通過された方を対象として、令和3年2月20日 (土) に三重県津市内で実施する予定です。

9 支援対象者の認定【指定地域枠・業種指定枠 共通】

県は、面接審査 (第2次審査) 後、令和3年2月下旬までに審査結果の通知、支援対象者の認定を行います。

なお、認定を受けただけでは助成金は交付されません。

10 状況報告【指定地域枠・業種指定枠 共通】

支援対象者は、助成金 (全額) を受けるまでは、居住や就業等の状況について、毎年度、県に報告を行うものとします。

11 助成金の交付

(1) 交付申請及び交付決定

①指定地域枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

②業種指定枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(2) 助成金の支払い(第1回)【指定地域枠・業種指定枠 共通】

県は、交付決定後、支援対象者から助成金請求書を受領した場合、助成金額の1/3を交付します。

(3) 実績報告及び額の確定

①指定地域枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内に実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内に実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

②業種指定枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内に実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

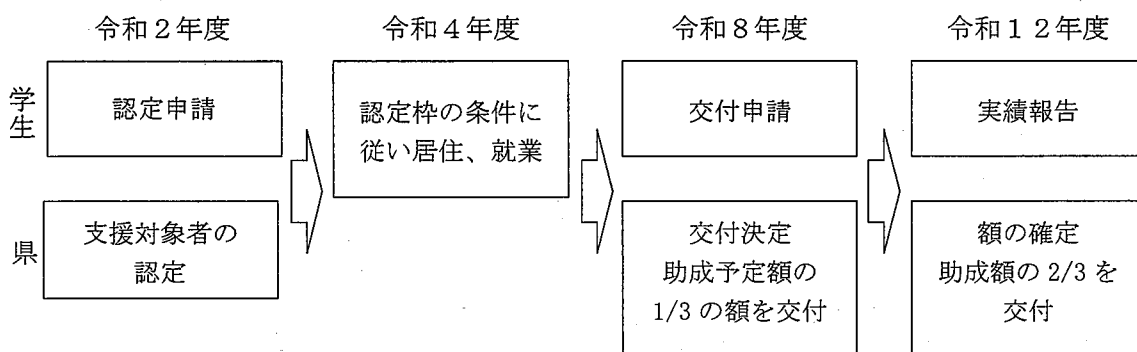
県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(4) 助成金の支払い(第2回)【指定地域枠・業種指定枠 共通】

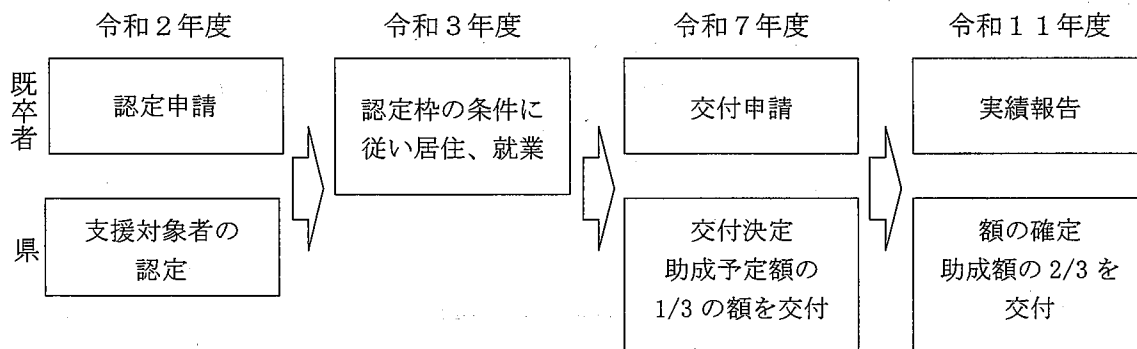
県は、額の確定後、支援対象者から助成金請求書を受領した場合、助成金額の残額を交付します。

12 助成金交付までの流れ(認定後の手続き)【指定地域枠・業種指定枠 共通】

【学生】例：大学3年生の時点で認定申請した場合



【既卒者】



13 問い合わせ先

〒514-8570 三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

電話 059-224-2009

FAX 059-224-2069

メール sensomu@pref.mie.lg.jp

様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

三重県知事 あて

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業支援対象者認定申請書

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請枠 ※申請する枠にレ点チェック		<input type="checkbox"/> 「指定地域枠」 <input type="checkbox"/> 「業種指定枠」
<input type="checkbox"/> 業種指定枠のうち、 右記のことを希望する場合は、レ点チェック※ ※希望しないことを理由に不利益を被ることはありません。		私は、業種指定枠で申請しますが、業種指定枠で不合格となった場合、希望居住地域が過疎地域など指定地域でも構わないため、指定地域枠での申請に切り替えることを希望します。
申請者	郵便番号	〒
	現住所	
	ふりがな 氏名	印
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	自宅 携帯
	メールアドレス	
	近親者連絡先	住所 氏名 電話番号
修学先	名称	※〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇コース 等
	所在地	
	卒業(予定)年月	年 月卒業 (予定)
	出身高校所在地	(都・道・府・県)
借受奨学金 (金額について) ※学生:借受予定総額を記入 ※既卒者:申請時の返還残額を記入	名称1	日本学生支援機構第一種奨学金
	金額1	総額 円
	借受期間1	年 月から 年 月まで
	名称2	
	金額2	総額 円
	借受期間2	年 月から 年 月まで
年 月 日		署名 _____

※三重県からのメールを受信できるよう@pref.mie.lg.jpからの受信を許可すること

様式第2号-1 (第7条関係)

履 歴 書 (「指定地域枠」用)

現住所	氏名
1 居住を希望する指定地域とその理由	
(希望居住地域)	
(理由)	
2 地域のために貢献したい内容	
3 学業等の状況 (注力した取組等)	
(既卒者の場合は、在学中に注力した取組又は就業後に注力した業務等)	
4 在学中 (既卒者の場合は、在学中又は就業後) に取り組んだ地域活動 (ボランティア活動や地域課題の解決に関する諸活動など) とそこで得たもの	
5 希望する就業の業種と就業場所及びその理由、就職を希望している企業・団体等とその理由	
(希望する就業の業種)	
(就業場所)	
(理由)	
(就職を希望している企業・団体等)	
(理由)	
(公務員への就業希望の有無 <input type="checkbox"/> 有り ・ <input type="checkbox"/> 無し) どちらかにレ点チェック	
6 自己アピール (資格、特技、学業等における成果等)	

※記入欄は必要に応じて行を増やしてください。(ただし、A4両面1枚まで)

様式第2号-2 (第7条関係)

履 歴 書 (「業種指定枠」用)

現住所	氏名
1 居住を希望する県内の地域とその理由	
(希望居住地域)	
(理由)	
2 地域のために貢献したい内容	
3 学業等の状況 (注力した取組等)	
(既卒者の場合は、在学中に注力した取組又は就業後に注力した業務等)	
4 在学中 (既卒者の場合は、在学中又は就業後) に取り組んだ地域活動 (ボランティア活動や地域課題の解決に関する諸活動など) とそこで得たもの	
5 希望する就業の業種と就業場所及びその理由、就職を希望している企業・団体等とその理由	
(希望する就業の業種)	
(就業場所)	
(理由)	
(就職を希望している企業・団体等)	
(理由)	
(公務員への就業希望の有無 <input type="checkbox"/> 有り ・ <input type="checkbox"/> 無し) どちらかにレ点チェック	
6 三重県内での就業に向けて生かしたい内容	
7 自己アピール (資格、特技、学業等における成果等)	

※記入欄は必要に応じて行を増やしてください。(ただし、A4両面1枚まで)

様式第3号（第7条関係）

推薦書

三重県知事 あて

所在地
大学等名
職名
氏名

印

次の者は、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業支援対象者として適当であると認められますので推薦します。

氏名	
学部・学科等	
所見	(人物) (学業成績) (その他の活動)
備考	

※本推薦書は、厳封の上、被推薦者へ渡してください。

※学長、学部長等の公印を押印してください。推薦者の認印の場合は公印を押印した鑑文（様式任意）を添付してください。

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業 Q & A (第5版)

(応募資格)

Q 1 県外出身で、県外の大学に在学していますが、申請できますか。

A 1 申請可能です。出身地や大学等の所在地で制限を設けていません。

Q 2 現在、企業から内定をもらっていますが、そこに就職するかどうか、まだ決めていません。申請できますか。

A 2 企業から就職内定を取得しているが、内定手続きを行わないなど内定企業に対して就職する意思を確定させずに就職活動を継続している場合は、申請可能です。

Q 3 現在、大学4年生で、大学院に進学する予定ですが、申請できますか。

A 3 申請できません。大学院に進学後、申請してください。

Q 4 出身地の市の奨学金の貸与を受けていますが、申請できますか。

A 4 日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金であれば、申請できます。
お問い合わせ窓口（三重県 戦略企画部 戦略企画総務課 企画調整班）
までお問い合わせください。電話 059-224-2009、F A X 059-224-2069、
メール sensomu@pref.mie.lg.jp

Q 5 家業を将来継ぐ予定で、仕事を手伝う場合も申請できますか。

A 5 常勤雇用の実態があり、それを証明する資料（「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領」第11条、第15条、第17条で定める様式第10号の在職証明書など）を提出いただければ対象となります。

Q 6 公務員は対象外とのことですが、公務員に該当する範囲はどのようなものですか。

A 6 国家公務員法、地方公務員法に定める公務員、地方独立行政法人法に定める特定地方独立行政法人の職員及び独立行政法人通則法に定める行政執行法人の職員が公務員に該当します。

Q 7 既卒者ですが、応募できる条件は何ですか。

A 7 申請時に大学等を卒業後3年以内で、三重県内での就業先が決まっておらず、県外に居住している方が対象です。（U I ターンとなる県外居住者が対象です。）

申請時に三重県内での就業先が決まっている場合や申請時に三重県内に居住している場合は、応募できません。

なお、申請時に奨学金を返還中である方だけでなく、返還猶予を受けている方も対象となります。

Q 8 他の奨学金返還免除・助成制度との併用は可能ですか。

A 8 他の奨学金返還免除・助成制度と併用しても、両制度による助成金額が在学中に借受予定の奨学金総額の範囲内であれば可能です。

なお、既卒者の場合は、両制度による助成金額が支援対象者として認定時点の奨学金借入残額の範囲内であれば可能です。

また、三重県医師修学資金、三重県保健師助産師看護師等修学資金、三重県保育士修学資金、三重県介護福祉士修学資金の貸与を受けている場合は、条件を満たせば全額返還免除となることから対象外とします。

Q 9 日本学生支援機構第二種奨学金は対象となりますか。

A 9 対象となりません。

Q 10 日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金として、どのような奨学金がありますか。

A 10 日本学生支援機構第一種奨学金は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に在学する学生のうち、特に学業に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な学生に無利子で貸与する制度です。

日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金としては、経済的理由により著しく修学困難な学生に無利子で貸与する、「あしなが奨学金」、「交通遺児育英会奨学金」、「日本公務員弘済会奨学金」、「社会福祉協議会教育支援金教育支援費」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金修学資金」、「高等学校等修学奨学金（高等専門学校4、5年生を対象）」などがあります。

(助成内容)

Q 11 大学院生ですが、「在学中に借受予定の奨学金総額」には学部生時代の奨学金も含まれますか。

A 11 含まれます。

Q 12 認定後に奨学金の借受予定の総額が変わった場合はどうなりますか。

A 12 県が送付する認定通知書に記載の借受奨学金の総額を基準として算出した額が上限となります。

なお、奨学金の借受予定の総額が変わった場合は、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第 10 条に基づき、認定内容の変更手続きが必要です。

(指定地域枠)

Q13 募集要項の指定地域一覧を見ただけでは、自分が住む予定としている地域が対象となるかわかりません。どうしたら良いですか。

A13 お問い合わせ窓口（三重県 戦略企画部 戦略企画総務課 企画調整班）までお問い合わせください。電話 059-224-2009、FAX 059-224-2069、メール sensomu@pref.mie.lg.jp

(業種指定枠)

Q14 業種指定枠において、対象外となる業種は、どのような業種ですか。

A14 対象外となる企業・団体や業種は、次のとおりです。

[対象外となる企業・団体]

- ①三重県外に本社等を有する企業・団体又は三重県外に主たる事業所等を有する個人事業主
- ②暴力団関係法人等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等）
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う法人

[対象外となる業種]

日本標準産業分類（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定めたもの）に規定する次の業種です。

<日本標準産業分類のうち、すべてが対象外となる業種>

- ・ C 鉱業，採石業，砂利採取業
- ・ K 不動産業，物品賃貸業
- ・ L 学術研究，専門・技術サービス業
（自然科学研究所、人文・社会科学研究所、法律事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、広告業、獣医業、土木建築サービス業、写真業など）
- ・ S 公務
- ・ T 分類不能の産業

<日本標準産業分類のうち、一部が対象外となる業種>

- ・ F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、水道業
- ・ J 金融業、保険業のうち、貸金業、質屋
- ・ N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、映画館、興行場（劇場、劇団等）、競輪・競馬、遊技場（パチンコ店・マージャン店）、スポーツ施設提供業等
- ・ O 教育、学習支援業のうち、
学習塾、音楽教室・スポーツ教室・文化教室等
- ・ R サービス業（他に分類されないもの）のうち、
廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、
宗教団体、外国公務、労働団体、学術文化団体、政治団体等

<日本標準産業分類に関するホームページ>

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02touka_tsu01_03000023.html

(申請手続)

Q15 在籍大学等の推薦書は誰の名前で書いていただく必要がありますか。

A15 推薦文は、ゼミや研究室の指導教員等、申請者を一番良く知っている方に書いていただいでください。

なお、推薦書の記名、押印は、原則、学長・校長等（学部長、学科長でも可）としてください。

(審査)

Q16 指定地域枠での審査では、どのような視点で審査するのですか。

A16 指定地域への居住可能性、地域貢献意欲、学生生活における姿勢等を審査します。

なお、生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、証明書等の提出がある場合、審査において一定の配慮を行います。

また、居住を希望する地域が、過疎地域又は準過疎地域の場合、審査において一定の配慮を行います。

Q17 業種指定枠での審査では、どのような視点で審査するのですか。

A17 県内への居住可能性、県内企業での就業可能性、地域貢献意欲や学生生活における姿勢等を審査します。

なお、生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、証明書等の提出がある場合、審査において一定の配慮を行います。

(認定後の手続き)

Q18 支援対象者の認定を受けた後、留年したときはどうなりますか。

A18 病気、けが等、やむを得ない事情による1年以内の留年を除き、留年又は退学された場合は、認定を取り消します。

Q19 途中で指定地域外又は県外に転居した場合はどうなりますか。

A19 原則、認定又は交付決定を取り消します。

なお、転勤、その他、やむを得ない事情による通算3年以内の転居については、指定地域内又は県内に居住しているものとみなします。

Q20 途中で離職した場合はどうなりますか。

A20 離職した日から1年以内に就業できないとき又は離職期間の通算が2年を超えたときは、認定又は交付決定を取り消します。

(指定地域枠の場合)

指定地域へ居住し、かつ常勤雇用または個人事業主等として就業した期間が対象期間となるため、離職期間は、交付申請等を行うために必要な期間に含みません。

(業種指定枠の場合)

県内へ居住し、かつ常勤雇用または個人事業主等として三重県が指定する業種並びに県内に本社がある事業所に就業した期間が対象期間となるため、離職期間は、交付申請等を行うために必要な期間に含みません。

なお、離職した場合は、離職日まで常勤雇用されていたことが分かる確認資料として、離職した企業・団体から就業証明書を提出していただく必要があります。

Q21 雇用形態として、正社員ではなく、契約社員又はパートの場合は、対象となるのか。

A21 常勤雇用者よりも労働時間として定められた時間が日・週・月あたりで短い勤務形態となるパートやアルバイトについては、勤務実態の把握が難しいこと、また、募集人数が年間40名と限定される中、より地域に貢献していただける方を支援したいと考え、基本的には対象としないこととし、常勤雇用又は個人事業主等として就業予定の者（ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く）に絞ることにしました。

なお、契約社員など労働時間として定められた時間が1日・1週間・1ヶ月あたりが常勤雇用者と同じで、かつ1年以上の雇用契約の期間であれば対象になります。

また、離職した日から1年以内に就業しないとき又は離職期間が通算2年を超えたときは、認定を取り消すので、留意してください。

Q22 支援対象者として認定後に大学院に進学した場合はどうなりますか。

A22 (指定地域枠の場合)

大学院修了後1年以内に指定地域に居住し、かつ企業等(ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く)に就業することで、支援対象者の資格が継続されます。

ただし、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第10条に基づき、認定内容の変更手続きが必要です。

なお、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程から4年制大学に編入した場合も同様です。

(業種指定枠の場合)

大学院修了後1年以内に県内に居住し、かつ県が指定する業種等(ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く)に就業することで、支援対象者の資格が継続されます。

ただし、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第10条に基づき、認定内容の変更手続きが必要です。

なお、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程から4年制大学に編入した場合も同様です。

Q23 産前産後休暇、育児休暇、介護休暇、病気休暇を取得した場合、その期間は就業期間に算入されますか。

A23 (指定地域枠の場合)

指定地域に居住し、かつ企業等(ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く)に在籍している場合は、就業期間に算入されます。

ただし、奨学金返還の猶予を受けている場合は、就業期間に含みません。

(業種指定枠の場合)

県内に居住し、かつ県が指定する業種等(ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く)に就業している場合は、就業期間に算入されます。

ただし、奨学金返還の猶予を受けている場合は、就業期間に含みません。